

イントロダクション

欧州証券市場監督機構 (ESMA) は、国際財務報告基準 (IFRS) の適切な適用に関する関連する情報を財務諸表の発行者及び利用者に提供する目的で、欧州各国の執行者による財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの抜粋を公表している。

ESMA を設立した欧州規制 No.1095/2010 によれば、ESMA は欧州証券市場法の効率的かつ首尾一貫した適用を保证するように、財務報告の分野で活動を行わなければならない。当該責任は、欧州経済領域 (EEA) における 29 か国から 37 の欧州執行者を含むフォーラムである、欧州執行者調整セッション (EECS : European Enforcers Coordination Sessions) を通して ESMA が担っている。

欧州各国の執行当局は、IFRS に準拠した財務諸表を作成し、有価証券が規制市場で取引されている発行者が公表した財務諸表の監視・レビューを行い、当該財務諸表が IFRS 及び他の該当する報告規定 (関係する国内法を含む) に準拠しているかどうかを検討する。

EECS は ESMA の下で活動しており、それは IFRS の適用における高いレベルでの調和化と IFRS 財務諸表のレビュー時に下した意思決定における執行者間での首尾一貫性を促進するフォーラムである。EECS の主要な機能は、IFRS 財務諸表に関して、各国の執行者が下した、もしくは下すであろう決定を分析し、議論することである。ESMA 規則によると、新たな法的手段、例えば意見は執行における首尾一貫性を達成するために用いることができる。

執行に関する決定を下す際に、欧州各国の執行当局は、検討する事例の特定の状況に対して、自らの判断、知見、経験を適用する。関連する要素として、会計規則を超えた国内法の他の分野が含まれるような場合もあるかもしれない。したがって、事例を読む際には、関係者は個々の状況について慎重に検討しなければならない。IFRS は原則主義であるため、外見上は同じように見えるが実質は異なる無数の状況について、対処する方法は一つだけとは限らない。IFRS を首尾一貫して適用するということは、基準書によって許容される原則及び取扱いと整合しているということの意味する。

執行者が行った決定は、一般的に適用が可能な IFRS の解釈指針を提供するものではない。解釈指針の提供は、IFRS 解釈指針委員会 (IFRS IC) の役割として残されている。

ESMA は、IFRS の適切な適用を促進するための情報源として、個々の欧州執行者が行った執行決定の機密データベースを開発した。財務諸表の発行者及び利用者に同様の支援を

提供するために、ESMA はデータベースの抜粋を公表することを約束した。

執行決定の公表により、市場の参加者には、欧州各国の執行者が、どのような会計処理が IFRS に準拠すると考えたか、すなわち、ある会計処理が IFRS において許容される範囲内に収まっていると考えられるかが伝えられることになる。執行決定とその決定の背景にある根拠とが公表されることにより、EEA 内における IFRS の首尾一貫した適用に貢献することになる。

単純な、又は明らかな会計上の問題を取り扱う決定は、たとえそれが制裁につながるような重要な違反に関係したとしても、通常は公表されない。選定の規準は上記で述べたような目的を基礎としているため、市場参加者に対して有用なガイダンスを提供するような決定のみが公表される。

これに基づくと、執行データベースに提示されるすべての事例は、以下のような場合を除き、公表に適切であると考えられる。

- ESMA から類似の決定が既に公表されており、新たなものを公表したとしても首尾一貫した適用を促進するための実質的な付加価値が加わるとは考えられないもの
- たとえ重要な違反であると考えられるものであったとしても、単純な会計上の問題を取り扱った決定であるために、それ自体では会計上のメリットがないもの。
- 提示された決定を支持するという欧州の執行者間の合意が、得られていないもの
- ある特定の EU 加盟国の執行者が、しっかりとした、かつ正当化される理由により当該決定は公表されるべきではないと考えているもの

ESMA は、今後も定期的に、データベースからの抜粋の公表を続ける予定である。